議して分別した額による。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.011

G_{15} ＝ 0.019

G_{16} ＝ 0.019

G_{17} ＝ 0.018

G_{18} ＝ 0.016

G_{19} ＝ 0.016

G_{20} ＝ 0.01593

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{12} ＝ 0.022

I_{13} ＝ 0.034

I_{14} ＝ 0.018

I_{15} ＝ 0.034

I_{16} ＝ 0.032

議して分別した額による。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.011

G_{15} ＝ 0.019

G_{16} ＝ 0.019

G_{17} ＝ 0.019

G_{18} ＝ 0.016

G_{19} ＝ 0.016

G_{20} ＝ 0.01597

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 11 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.054

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.036

I_{12} ＝ 0.022

I_{13} ＝ 0.035

I_{14} ＝ 0.019

I_{15} ＝ 0.034

I_{16} ＝ 0.032